

# 【佐世保市福祉事務所】調剤券連名簿について

**重要：診療報酬請求を行う際には、必ず調剤券請求を行ってください。**

**調剤券の記載事項を診療報酬明細書（レセプト）に正確、確実に転記してください。**

- ・調剤券の内容と診療報酬明細書（レセプト）の内容が異なる場合、調剤券の発券がなく請求された場合は返戻の対象となります。
- ・調剤券の情報入力、提出された連絡票をもとに手作業で行っております。連絡票で請求された生活保護受給者（被保護者）の情報と調剤券の記載内容が相違する場合は、福祉事務所へご連絡ください。

〒 999-8888  
情報県情報市生活町  
1-2

生活薬局 様

備考には福祉事務所で把握している情報を表示しています。

個人検索番号（福祉事務所使用）  
医科・歯科の種別  
関係医療機関  
社会保険の種別・後保等

## 調剤券連名簿（令和 6年 8月分）

（公費負担）番号：12421319

受給者番号	氏名 生年月日（性別）	診療年月 有効期間	単併 診療別	本人支払額 傷病名	地区 担当	備考 （他法・その他）
0000216	保護 太郎 昭和20年 1月 1日（男）	令和 6年 8月 1日から31日まで	単 調剤	円	北山 公畑	50042-01医 情報院 後保

レセプト請求の際は、  
発券された調剤券を見て、  
受給者番号を正確に転記  
してください。

受付、問診時に  
誤って伝えられる  
場合があるので、  
必ず調剤券を確認  
してからレセプト  
へ正確に転記して  
ください。

※性別は氏名で判  
断できない場合が  
あり注意が必要で  
す。

令和6年8月1日～31日の間に  
受診（入院、外来、調剤）  
この間が医療扶助の適用期間です。

単：単独券、併：併用券  
※調剤券は「調剤」と表示

同月、同一人物で、単独券と併用券の両  
方の受給者番号がある場合や、併用券を  
請求したはずなのに、単独券が届いて  
いる場合など、  
記載内容にご不明な点がございましたら  
**福祉事務所までお問い合わせください。**

- ・本人支払額（患者負担金）は、被保護者が窓口で支払う金額です。
- ・被保護者の収入状況によって金額の変更があり、毎月同じ金額が継続的に発生するとは限らないので、必ず担当ケースワーカーへ確認が必要です。
- ・担当ケースワーカーから連絡を受けた場合、本人支払額とこの金額が違う場合は、必ず担当ケースワーカーへ連絡してください。
- ・本人支払額はレセプトへ正確に転記してください。  
**本人支払額と請求額が同額で、請求額が0円になっても、レセプト請求は行ってください。**

140006